

光市病院局公告第8号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和5年2月17日

光市病院事業管理者 桑 田 憲 幸

記

1 業務名

光市立光総合病院 SPD 業務

2 業務場所

光市立光総合病院

3 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（長期継続契約）

※ただし、令和5年3月31日までに、現受託業者による引き継ぎを受けるとともに、業務受託に向けた諸準備を行うこと。（当該引き継ぎに係る費用は新受託者負担とする。）

4 業務の内容

「光市立光総合病院 SPD 業務仕様書」のとおり

※光市立光総合病院 SPD 業務仕様書は、当院ホームページの入札公告ページにある「光市立光総合病院 SPD 業務仕様書」から確認すること。

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 税（国、都道府県、市町村）の滞納がないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 別紙仕様書に示す業務を安定的かつ適正に実施できること。
- (7) 平成29年4月1日から本入札の公告日までの間に、200床以上の一般病床を有する病院において、3年以上継続してSPD業務を履行した実績を有する者であること。

6 申請方法

7に掲げる書類を、光市立光総合病院総務課に提出すること。様式は当院ホームページ（<http://hikari-hosp.jp/>）から入手すること。

審査後、入札参加については、別途「一般競争入札参加資格確認通知書」で通知する。

7 申請書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 会社概要調書

(3) 使用印鑑届 (原本)

(4) 委任状 (原本)

ア 入札契約等を支店長、営業所長等に委任するときは、支店長等委任状

イ 代理人に入札書、見積書等の提出を委任するときは、代理人委任状

(5) 登記事項証明書 ※コピー可

ア 本社を管轄とする法務局が発行する証明書

イ 受付日において発行から3箇月以内のものであること。

8 申請書類提出期限

(1) 令和5年2月27日(月)午後5時までとする。

(2) 入札参加資格確認申請に係る提出書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

9 質問の方法

本契約及び入札に関する質問は、質問書提出によること(FAX、電子メール可)。質問書提出後に電話で質問書到着の確認を行うこと。

電話番号 0833-72-1000

FAX番号 0833-72-6018 (光市立光総合病院 総務課)

電子メール hkr-gyoumu@hospital.city.hikari.lg.jp

質問書の提出期限は、令和5年2月22日(水)午後5時までとする。

質問の回答は、令和5年2月24日(金)までに、質問内容と併せて当院ホームページで回答する。

1 0 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和5年3月2日(木) 13時30分
- (2) 入札場所 光市立光総合病院1階講堂

1 1 入札保証金

免除

1 2 入札に関する事項

(1) 入札書の記載

- ア 入札書に記載する金額は、月額とすること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の執行

- ア 郵送での入札書の提出は認めない。
- イ 入札書の提出は、入札箱に入れる。入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。
- ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書が金額が予定価格以下でかつ最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべきものが2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。
- エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。
- オ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と

予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例による。

（3）その他

ア 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。